

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
平成28年度総合職（行政職）職員採用パンフレット等一式	経理装備局会計課 会計管理官 中村 伸一朗 東京都新宿区市谷本村町5-1	9月12日	(株)商業デザインセンター 東京都港区麻生十番1-4-5	指名競争入札	3,596,400	3,218,400	89.5%				
装備品等の可動率等の向上に資するサプライチェーンのあり方等に関する調査研究一式	経理装備局会計課 会計管理官 中村 伸一朗 東京都新宿区市谷本村町5-1	9月29日	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン 東京都港区六本木1-9-10	指名競争入札	32,400,000	22,680,000	70.0%				
第6回日ASEAN諸国防衛当局次官級会合開催に係る会議準備及び運営業務一式	経理装備局会計課 会計管理官 中村 伸一朗 東京都新宿区市谷本村町5-1	9月4日	(株)JTBCコーポレートセールス 東京都千代田区霞ヶ関3-2-5	一般競争入札（制限付き）	25,792,560	21,416,549	83.0%				
ICカード（身分証明書）他1件一式	経理装備局会計課 会計管理官 中村 伸一朗 東京都新宿区市谷本村町5-1	9月5日	日本電気（株） 東京都港区芝5-7-1	一般競争入札（制限付き）	7,649,640	7,448,112	97.4%				
防衛省市ヶ谷庁舎で使用するガス一式	経理装備局会計課 会計管理官 中村 伸一朗 東京都新宿区市谷本村町5-1	9月4日	東京ガス（株） 東京都港区海岸1-5-20	一般競争入札	595,062,191	595,062,191	100.0%				
替え刃外130件一式	経理装備局会計課 会計管理官 中村 伸一朗 東京都新宿区市谷本村町5-1	9月19日	東邦商工（株） 東京都文京区湯島2-2-1	一般競争入札	3,017,520	2,959,200	98.1%				

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ICカード（ホワイトカード）一式	経理装備局会計課 会計管理官 中村 伸一朗 東京都新宿区市谷本村町5-1	9月11日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株） 東京都千代田区内幸町1-1-6	一般競争入札	2,322,540	2,322,540	100.0%				
通訳役務（和カンボジア語）一式	経理装備局会計課 会計管理官 中村 伸一朗 東京都新宿区市谷本村町5-1	9月9日	認定特定非営利活動法人日本地雷処理を支援する会 東京都新宿区市谷本村町3-18	一般競争入札	2,196,720	1,779,999	81.0%				
液晶テレビ外9件一式	経理装備局会計課 会計管理官 中村 伸一朗 東京都新宿区市谷本村町5-1	9月17日	新東海鋳造（株） 静岡県浜松市中区西浅田2-11-22	一般競争入札	2,266,920	1,979,276	87.3%				
カンボジア王国における能力構築支援事業に係る役務一式	経理装備局会計課 会計管理官 中村 伸一朗 東京都新宿区市谷本村町5-1	9月18日	（株）JTBコーポレートセールス 東京都千代田区霞ヶ関3-2-5	一般競争入札	23,094,720	17,039,840	73.8%				
ノートパソコン外21件一式	経理装備局会計課 会計管理官 中村 伸一朗 東京都新宿区市谷本村町5-1	9月25日	ソフトブレーン（株） 東京都中央区八重洲2-3-1	一般競争入札	2,698,920	2,376,000	88.0%				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。